

令和6年9月11日

令和6年度 熊本工業高等学校 運動部活動に係る活動方針（案）

1 本校の運動部活動

野球、陸上、駅伝、ラグビー、サッカー、バスケットボール、バレーボール、ハンドボール、テニス、ソフトテニス、ソフトボール、バドミントン、卓球、水泳、柔道、剣道、空手道、ボクシング、弓道、山岳

2 目標

- (1) スポーツに親しみ、健康増進と体力並びに情操の向上を図り、集団生活に必要な能力を伸ばし、心身の健全な育成を図る。
- (2) スポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツが持つ様々な良さを実感し、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶ。
- (3) 本校の三綱領である、「明朗真摯」「創意工夫」「友愛強調」を実現する。

3 練習日、練習時間

(1) 練習日

- ア 1週間の練習日は6日以内とし、1日は完全休養日を設ける。
- イ 定期試験の1週間前からは、練習を中止する。
- ウ 夏季の閉庁日は、練習しないこととする。

(2) 練習時間

- ア 平日は2時間程度（学期中の週末も含む）、休業日は3時間程度とする。
- イ 完全下校時間を厳守する。

(3) 完全下校時間

平日（4月～3月） 20：00
休業日及び長期休業期間 17：00

(4) 共通の休養日

ア 定期試験前後の一定期間

5月16日～18日（前期中間考査）	9日間
7月 4日～ 7日（前期末考査）	10日間
11月20日～22日（後期中間考査）	9日間
2月13日～16日（学年末考査）	10日間

イ その他

8月13日～ 15日（夏季学校閉庁日） 3日間

(5) 上記(1)及び(2)の基準を超えた練習日・練習時間

ア 休養日

心身の健康維持の観点から、生徒の能力・適正や、健康・安全に十分配慮することにより、休養日を週当たり1日以上とする。

イ 練習時間

心身の健康維持の観点から、平日では3時間程度、休業日では4時間程度を上限として活動する。ただし、週当たりの練習時間は16時間未満を目安とする。

ウ その他

大会スケジュール等により、練習時間の延長や共通の休養日の活動ができるものとするが、この場合、希望する運動部は、事前に校長の承認を得ることとする。

4 練習試合、合宿等

練習試合や合宿等の実施にあたっては、運動部顧問が、1週間前までに練習相手、試合日、場所、時間、引率等について明記した練習試合・合宿届を校長に提出し、承認を得る。

5 運動競技会への参加

運動競技会への参加は、高体連主催大会を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の許可を得ることとする。なお、いずれの場合も運動部顧問は、1週間前までに大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した運動競技会参加計画書を校長に提出し、承認を得る。

6 その他

(1) 運動部活動顧問会議

ア 年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図る。

イ 定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

(2) 部費の徴収について

ア 部費等、取扱いについては公費に準ずることとし、各部の保護者会が適切に管理する。

イ 決算報告については、各部の保護者会に報告する。

(3) その他

運動部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者に部活動通信等で活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。